三　特定小型原動機付自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

四　講習時間は、三時間とすること。

16　法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　略］

17　［略］

18　［略］

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令の方法）

第三十八条の四の四　［1］法第百八条の三の五第一項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

2　法第百八条の三の五第二項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の四の命令書を交付して行うものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五　法第百八条の三の六の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第百八条の三の五第一項又は第二項の規定による命令をしたとき。	［略］
特定小型原動機付自転車危険行為（法第百八条の三の五第一項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。以下この表において同じ。）又は自転車危険行為（同条第二項に規定する自転車危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	一　特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為の種別 三　特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした地の都道府県名及び特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした年月日
特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けたとき。	一　特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けた年月日

15　法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～四　同上］

16　［同上］

17　［同上］

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四　［項を加える。］

［1］　法第百八条の三の五の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五　［同上］

報告する場合	事項
法第百八条の三の五の規定による命令をしたとき。	［同上］
危険行為（法第百八条の三の五に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	一　危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　危険行為の種別 三　危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日
自転車運転者講習を受けたとき。	一　自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二　自転車運転者講習を受けた年月日